

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

市では、ひとり親家庭のお母さんやお父さん、お子さんの学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職につなげるため、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を修了したときや認定試験に合格したとき、講座の受講費用の一部を支給します。

どんな事業？

ひとり親家庭のお母さんやお父さん、お子さんが高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信制講座を含む）を修了したとき及び認定試験に合格したときに、講座の受講費用の一部を支給します。

支給額は？

受講修了時給付金：受講費用の2割（上限10万円）

合格時給付金：受講費用の4割（受講修了時と合わせて上限15万円）

対象者は？

市内に住所があり、以下のいずれにも該当するひとり親家庭のお母さんやお父さん、ひとり親家庭のお子さんのうち、次の要件全てを満たす方です。

(1)お母さんお父さんの場合

- ①児童扶養手当を受給しているか又は同様の所得水準の方
- ②過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を受けていない方

(2) お子さんの場合

- ①お母さん・お父さんが、児童扶養手当を受給しているか又は同様の所得水準の方
- ②20歳未満の方
- ③過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を受けていない方

事前相談について

支給を希望する方は、制度内容の説明と受講内容等について事前相談を行います。
翌年度からの受講をお考えの方は本年10月までに事前相談してください。

支給までの流れ

